

(受付番号)

企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表者 所在地
商号又は名称
代表者

共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業に係る企画提案競技に応募したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、令和6年 月 日付けで公告のあった、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業企画提案競技実施要領に定める資格要件を満たす者であることを誓約します。

【担当者】

住 所	
所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

会 社 概 要 書

	本 社	宮崎県内の事業所等
社名・事業所名		
所在地		
代表者名・役職		
従業員数(常勤)		
創設・年月		
資本金		
決算当期純利益	(直近1年の決算) 年 月 日～ 年 月 日	
	円	
業 務 内 容 (売上高に対する 比率)	事業内容	比率
		%
		%
		%
		%
		%
会社概要特記		

- ※ 宮崎県内の事業所等の欄は、本社と同じであれば記載は不要です。
- ※ 業務内容欄は、主要なものを5件以内で記載してください。
- ※ 構成員ごとに作成すること。
- ※ 設計業務の場合は、一級建築士事務所の登録を確認できる資料を添付すること。

業務実績書

参加者名 ()

発注者名	業務の概要	契約金額	契約期間
		千円	自 年 月 至 年 月
		千円	自 年 月 至 年 月
		千円	自 年 月 至 年 月
		千円	自 年 月 至 年 月
		千円	自 年 月 至 年 月

- ※ 契約金額は、税込額を千円単位に四捨五入して記入してください。
- ※ 建築物の施工実績を5件以内で記載してください。業務が完了していない契約は、実績として認められません。
- ※ 国及び地方公共団体からの受注実績がある場合は、優先的に記入してください。
- ※ 各実績には、契約書等の実績を証する書類の写しや平面図等を添付してください。
- ※ 構成員ごとに作成すること。

責任者・担当者等経歴書

本業務での役割			
ふ り が な 氏 名			
生年月日(年齢)	()	実務経験	年
資格・賞罰等			
関連業務経歴			
現在の担当業務			

本業務での役割			
ふ り が な 氏 名			
生年月日(年齢)	()	実務経験	年
資格・賞罰等			
関連業務経歴			
現在の担当業務			

- ※ 関連業務経歴は、その業務の中での役割も記載してください。
- ※ 本様式にて必要枚数を提出してください。
- ※ 資格や経歴等がわかる資料を添付すること。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄 (いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号:

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

※ 構成員ごとに作成すること。

(受付番号)

企画提案書等提出書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表者 所在地
商号又は名称
代表者

共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

下記の業務について、企画提案書等を提出します。

記

- 1 対象業務 ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業
- 2 提出書類 企画提案書（様式7）

【担当者】

住 所	
所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

企 画 提 案 書

Blank area for the proposal content.

※本事業に関する基本的な考え方のほか、①配置計画、②意匠計画、③施設の環境、④管理棟等の整備、⑤施設の安全性、⑥事業の実施体制・実施計画、⑦その他特に提案したい事項について、できるだけ詳細に記入してください。

見 積 書

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
1 管理棟工事		
小計 ①		
2 渡り廊下工事		
小計 ②		
3 その他施設工事（壁打ち・観客席屋根・倉庫等）		
小計 ③		
4 電気・給排水・空調設備工事		
小計 ④		
5 その他 設計・申請費用等		
小計 ⑤		
合計（税抜）①+②+③+④+⑤		
消費税 10%		
総合計（税込）		

※ 必ず詳細内訳を添付してください。

要求水準書に関する誓約書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表者 所在地
商号又は名称
代表者

共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

令和6年 月 日付けで公告のあった、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業に係る企画提案競技に対する企画提案書の一式は、要求水準書と同等またはそれ以上の水準であること、見積額は要求水準書を満たした仕様を反映した価格であることを誓約します。

参加申込書記載事項変更届出書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表者 所在地
商号又は名称
代表者共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者共同企業体構成員 所在地
商号又は名称
代表者

令和6年 月 日付けで提出した企画提案競技参加申込書について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。なお、変更後の企画提案競技参加申込書を別添のとおりに提出します。

記

- 1 対象業務 ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業
- 2 変更事項の概要

【担当者】

住 所	
所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

II 整備対象施設の要求水準

1 基本的な考え方	確認事項	該当様式	参加者確認欄
	(記載例)	図面 4、様式3-4-3 様式3-5-2	○
(1) 配置計画	① 施設は管理棟、渡り廊下等を配置・設計するものとし、テニス、ソフトテニス、車椅子テニスのトップレベルの選手等が施設を利用するにあたり、支障なく使用でき、動線の確保等十分配慮された配置計画とすること。		
	② 管理棟は、別途発注している屋内コート（テニスコートの北側6面（1～6番コート）の位置に建設予定）及び7～12番コートの西側に配置すること。（別添資料1を参考に検討すること。）		
	③ 管理棟と屋内コートを結ぶ渡り廊下（連絡通路）を計画すること。		
	④ 隣接する運動公園施設の利用者等を考慮した配置計画とすること。		
	⑤ 管理棟近くまで緊急車両が進入できるよう既存通路等を考慮した設計とすること。		
	⑥ 運営棟は原則として既存のままとする。		
(2) 意匠計画	① 施設は魅力的なデザインであること。		
	② 施設の外観・内装は、周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること。		
	③ 意匠法（昭和34年法律第125号）に違反しないこと。		
	④ 県産材の利用促進のため、利用者の目に触れる場所に県産資材を使用すること。		
(3) 施設的环境	① 必要な電気設備、給排水設備、換気設備、空調設備等を備えたものとする。		
	② 環境、防音、省エネルギー対策、ランニングコスト低減等に配慮したものとする。		
	③ 熱中症や感染症を考慮し、空調や換気等の対策を施した施設とすること。		
(4) 管理棟等の整備	① 管理棟、渡り廊下を整備すること。		
	② 国際大会やトッププレイヤーの合宿等を視野に入れた施設計画とすること。		
	③ 施設利用者が快適に利用できるスペースや設備を備えた設計とすること。		
	④ ユニバーサルデザイン等に配慮した計画とすること。		
	⑤ 現在の管理棟を解体し、跡地利用について提案すること。		
(5) 施設の安全性	① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。		
	② 海辺に近く、塩害や台風被害が多い当該地特有の立地条件を考慮した設計・仕様とすること。		
	③ その他、施設利用者及び観客の安全性に考慮したものとする。		
(6) 実施計画	① 施設は令和8年3月から供用開始できるよう工程の進捗管理に努めること。		
	② 屋外コートは令和7年10月から一部供用開始する予定であり、当該工事においては安全面など十分配慮し工程の進捗管理に努めること。なお、屋内コートは令和8年3月から供用開始予定である。		
(7) 独自提案	① 国際大会やスポーツキャンプ開催等に有効と思われる施設整備、また、今後のテニス競技の振興等に寄与する施設・設備等がある場合は提案すること。		

2 計画		確認事項	該当様式	参加者確認欄
施設の概要	(1) 管理棟	① 構造	・ 構造は企画提案による。(木造又は木造と他工法との混構造を想定している。)	
			・ 階数は2階以上を想定している。	
			・ バランスの良い耐震性のある構造とする。	
			・ 設計を行う前に、地質調査を行い、必要に応じて地盤改良や杭を設計すること。	
		② 規模	・ 床面積は650㎡以上とする。	
			・ 屋上を設ける場合は、防水対策や転落防止対策を行うこと。	
			・ 会議室等は大規模大会時には審判団室等が設置されることが想定され、できる限り屋外コートが見渡せる位置を想定し設計すること。また、選手の控え室やトレーニングルームなどに活用される場合もあるため、部屋数の確保やフレキシブルな対応が可能となるよう計画すること。	
			・ 屋根や外壁は耐久性があるものとする。	
			・ 会議室(審判員室、メディアルーム等を含む)、事務室、ミニキッチン、玄関ロビー、救護室、更衣室、便所、多目的便所、シャワー室、倉庫、器具庫、エレベーター等を備えるものとする。	
			・ 現在の管理運営方法はもとより、周辺施設の状況、大会時における運営棟の利用も考慮し計画すること。また、国際大会(32ドロー)や合宿等での利用を想定すること。	
			・ 会議室等はスライディングウォール等で複数に仕切ることができるように設計すること。	
			・ 更衣室や便所等は屋内コートにも設置される計画であるため、用途の棲み分けを検討した上で計画すること。	
			・ 事務室には、ロビー(廊下でも可)からの受付スペースを設けること。	
			・ 救護室は、ベッドが2台設置できるよう計画すること。なお、カーテンレール等を設置すること。	
			・ エレベーターは、車イスの利用を考慮したものとする。	
・ 倉庫や器具庫には、造り付け棚を設置すること。				
・ 玄関ロビーには掲示板を設けること。				
・ ブラインド等を設置すること。				
・ 足洗い場を設置すること。				
・ TV地上デジタルアンテナ・ブースターを設置すること。				
・ 別途工事において、運営棟と本事業で建て替える管理棟で競技の進行状況を確認できるよう、カメラ(配線まで)等を設置することとしており、調整を図ること。				
・ 備品搬入の期間を想定し、工程管理や検査管理を行うこと。				
・ 別途工事で整備する屋内コートは、形状はドーム型、屋根面は鋼板等、壁面は軽量気泡コンクリートパネル、外観の色合いは全体的に白色系を予定している。企画提案競技参加申込書の提出のあった事業者には屋内コートのイメージパースの閲覧を認めるため、必要があれば申し出ること。				
(2) 渡り廊下	① 構造、規模	・ 構造、規模は提案とする。		
		・ 屋内コートとの接続部分等は、屋内コート西側入口のイメージ(別添資料2)を参考にすること。なお、屋内コートは、1階部分が選手及び関係者通路、2階部分が観覧者通路となる予定である。		
		・ 渡り廊下は、平屋建てを想定しているが、二階建てを否定するものではない。		
		・ 配置や規模によって、屋内コートや管理棟の構造等に影響が出てくるのが想定されるため十分配慮すること。		
	②	車椅子テニス大会を想定し、バリアフリー化や風雨への対策に努めること。		
	③	公園利用者の通路となっている場所に設置することから、公園利用者の動線を確保すること。		

2 計画		確認事項	該当様式	参加者確認欄
施設の概要(つづき)	(3) その他施設	<p>① 壁打ちスペースを設置すること。配置、構造、規模等については提案を行うこと。</p> <p>② テニスコートに必要な備品等（可動式ネット（最大12面分）、スイーパー、スコアボードを想定）を保管できる倉庫を設置すること。なお、管理棟と一体となるものでも構わない。</p> <p>③ テニスコート（7～24番コート）西側の観客席屋根の建替えを行うこと。なお、テニスコート東側の観客席屋根を別途工事で建て替える予定（現在設置されているものと同種同規模を予定）であるため、デザイン等の調整を図ること。</p>		
	(4) その他留意事項	① (1)～(3)以外に、周辺外構、広場など、配置・改修した方がよいと思われる施設等があれば提案すること。この場合、請負金額の増額は行わない。		
		② 管理棟について施工後10年間のメンテナンス必要経費概算費用（内訳書）を作成し、企画提案時、設計完成時に提出すること。		
③ 敷地内に残存する植栽や工作物、埋設物等の撤去費用は、本事業の費用に含めること。				
④ 敷地内の工事範囲の考え方は、別添資料1のとおりとし、取り合い部分や共用とする部分などは、別途工事の受注者と協議を行うこと。特に連絡通路工事や観客席屋根の建替工事については、十分な調整・協議を行うこと。				
<p>⑤ 既存施設（工作物）の解体撤去等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の管理棟の解体については、別添資料3を参考に適切に解体し、整地すること。 ・ 現在の管理棟の解体にあたってアスベスト調査が必要な場合は、事前調査し、適切に撤去を行うこと。 ・ 現在のあずまやは撤去を基本とする。 ・ 事業予定敷地内の既存施設を解体除去する場合は適切に撤去し処分すること。 ・ 既存施設周辺の樹木は必要な範囲を除去の上、適切に撤去し処分すること。 				

3 設備計画	確認事項	該当様式	参加者確認欄
(1) 共通事項	① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとすること。 ② 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。		
(2) 上下水道の整備	① 給水設備、排水設備については別添資料 4 を参考に適宜提案すること。 ② 上下水道の接続工事を行うこと。また、必要な申請手続きを行うこと。		
(3) 電気・通信設備	① 受変電設備については、別添資料 5 を参考に適宜提案すること。 ② 受変電設備の増設においては、公園内の受変電設備との連携及び調整に留意すること。また、必要な申請手続きを行うこと。 ③ 施設内での高速インターネットの利用を想定し、光回線等を引込むための配管及び施設内のLAN端子等のネットワーク環境の整備を計画すること。 ④ コンセント等の建物に係る電気設備は、適宜設置すること。 ⑤ 非常用照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法規に基づき設置すること。 ⑥ 外灯は、施設外構部に設置すること。 ⑦ 防火設備、自動火災報知設備等を関係法規に基づき設置すること。 ⑧ 照明設備はLED型照明器具を原則とし、安全面に配慮した照明計画（照度及び照度分布）とすること。また、ほごりが付着しにくいものとするなど、日常の清掃、点検、保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう衛生面や維持管理上の配慮をした器具を選定すること。 ⑨ 自然採光の取り入れ等、照明負荷の削減について十分配慮した設計とすること。 ⑩ 場内放送設備は、別途工事において施設全体、ブロック毎（管理棟、運営棟、屋外コート、屋内コート）に対応できる設備とすることとしており、十分調整を図ること。		
(4) 機械・空調設備	① 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。 ② 消火設備等は、消防法及び条例に基づき設置すること。 ③ 衛生器具設備は、用途に応じて適宜選択すること。 ④ 管理棟には空調設備を設けること。また、必要に応じて換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、防塵、臭気低減を行うこと。		

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

1 設計・工事監理業務		確認事項	該当様式	参加者確認欄
(1) 設計内容	① 基本設計	・ 実施設計を行う前に基本設計を行うこと。基本設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、基本設計図書を県に提出し、承認を得ること。		
	② 実施設計	・ 実施設計については準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書及び数量内訳書をいう。）及び鳥瞰図を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。		
		・ 本水準書Ⅰ 3 関連法令・適用基準等を遵守すること。		
		・ 本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方、同 2 計画施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。		
		・ 計画的で無理のない工程とすること（別事業の屋外、屋内コート開放時期を考慮した、設計・施工の全体工程表を作成、提出すること。）		
(2) 打ち合わせ		打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。また、第1回打ち合わせ、基本設計終了時及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。		
		① 基本設計業務着手時、② 調査開始時、③ 基本設計終了時、④ 実施設計終了時		
(3) 設計・工事監理体制及び技術者等の配置		設計・工事監理にあたっては、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等がわかる資料を添付すること。		
	① 管理技術者	・ 一級建築士の資格を有すること。		
		・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
	② 担当技術者	・ 担当技術者を2人以上配置することができること。		
		・ 一級建築士、二級建築士、建築設備士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の資格を有する者であること。		
		・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
・ 1人以上は、実施要領の「3 資格要件」(3)①工に記載した業務実績に関する事項を満たす業務において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。				
③ 工事監理者	・ 一級建築士の資格を有すること。			
	・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。			

2 施工		確認事項	該当様式	参加者確認欄
業務	(1) 施工体制及び技術者等の配置	建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。また、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、実施要領様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等が分かる資料を添付すること。		
		① 主任技術者又は監理技術者	次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者(※1)として専任で配置することができること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(※2)は専任を要しない。	
		ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級建築士の資格を有する者 ・二級建築士の資格を有する者 ・一級建築施工管理技士の資格を有する者 ・二級建築施工管理技士(建築)の資格を有する者 ・建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者		
		イ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。		
		ウ 実施要領3(3)②に示す施工実績に関する事項を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。		
		エ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
	② 現場代理人(JV代表者から配置すること)	・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 ・ 工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡がとれる者を配置すること		

注1 提出時の企画提案書類で要求水準が満たされていることが確認できる事項は、その内容が示されている様式番号等(複数可)を記載し、参加者確認欄に「○」を記載してください。

注2 提出時の企画提案書類に要求水準が満たされているという具体的な記載がない場合は、実現可能であることを確認した上で、参加者確認欄に「実現可能」と記載してください。

注3 本様式に記載されている事項は基本要件を記載したものであり、すべての要求水準を満たしていることを確認するものではありません。

本様式の確認をもって、すべての要求水準が達成されていると県が判断するものではないことに留意してください。